

簡単な告知で アフラックの医療保険に お申しただけです！



告知事項[1]から[3]の内容どおりの場合、お申込が可能です。 (三大疾病関連特約を付加する場合、告知事項[4]から[6]もご確認ください。)

●健康状態・今までの病歴・ご職業などによっては、ご契約をお引受できない場合があります。●記載通りの告知ではない場合は、簡易告知書ではなく通常の告知書でのご案内となります。●告知事項の内容は、実際のお申込で使用される告知書を必ずご確認ください。

告知事項

[1] 現在、入院中ではありません。また、入院・手術※1をすすめられていません。

[2] 過去1年以内に、病気で継続して10日以上入院をしたことはありません。

[3] (女性の場合) 現在、妊娠していません。

※1:手術には、帝王切開、内視鏡・レーザー・カテーテルによるものも含まれます。

「治療給付金特約(三大疾病支払月数無制限延長特約の付加あり)」「入院特約(三大疾病支払日数無制限延長特約の付加あり)」「三大疾病入院特約」「三大疾病通院特約」「三大疾病一時金特約」「保険料払込免除特約」を申し込む場合は、下記告知事項[4]～[6]について被保険者に関して確認のうえ契約を申し込みます。上記特約のうち「三大疾病一時金特約(がん・上皮内新生物不担保特約の付加あり)」のみを申し込む場合は、下記告知事項[6]について被保険者に関して確認のうえ契約を申し込みます。

[4] 今までに、がん(悪性新生物)※2にかかったことはありません。

[5] <表A>の病状(検診・検査の異常含む)や病気になるいはその疑いについて、

以下の①～③いずれかにあてはまるものはありません。

①現在、治療中または経過観察中である

②最近3か月以内に、指摘をうけたことがある

③過去2年以内に、検査をうけて、結果がでないものがある または、過去2年以内に、検査をすすめられて、うけていないものがある

しゅよう などの異常	がん(悪性新生物)※2、上皮内新生物※3、異形成、白板症
しゅようマーカーの異常※4	CEA、AFP、CA19-9、PSA
検診の異常	肺の検査、胃腸の検査、マンモグラフィー検査、その他の がん検診
その他	しゅよう、しこり、貧血、病理検査や細胞診での異常(異常な細胞)

*「検診の異常」と「その他」については、がん(悪性新生物)※2、上皮内新生物※3、異形成やその疑いが否定された場合※5は告知事項にあてはまりません。

[6] 過去2年以内に、<表B>の病状や病気になるいはその疑いで、

医師の診察・検査・治療・投薬(再発予防のための投薬も含む)をうけたことはありません。

糖尿病(高血糖を含む)、心筋こうそく、狭心症、心筋症、不整脈(手術・投薬をうけたものに限る)、心不全、心臓弁膜症、肺塞栓症、慢性の呼吸器の疾患(酸素療法をうけたものに限る)、肺気腫、肺線維症、脳卒中(くも膜下出血、脳出血、脳内出血、脳こうそく)、一過性脳虚血発作、もやもや病、慢性腎不全(透析をうけたものに限る)、慢性肝炎、肝硬変、膀胱しゅよう、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド

* <表B>の病状や病気になるいはその疑いが否定された場合は告知事項にあてはまりません。

※2:がん(悪性新生物)には、白血病、肉腫、骨肉腫、悪性リンパ腫、MDS(骨髄異形成症候群)、骨髄線維症などを含みます。※3:上皮内新生物には、上皮内がん、CIS、CIN2、CIN3、HSILなどを含みます。※4:しゅようマーカーの異常とは、検査結果が基準値を超えた場合を意味します。なお、過去に基準値を超え、継続して経過観察中の場合は、現在基準値内でも しゅようマーカーの異常に該当します。※5:否定された場合は、病変を全摘出し病名が診断確定されたことや、医師より診療完了といわれたことなどにより、がん(悪性新生物)やその疑いが否定された場合をいいます。

簡易告知書でのお取り扱い範囲

契約者 特定企業グループ(団体)にお勤めのご本人

被保険者 ご契約者本人、配偶者、子

簡易告知書とは? アフラックでは、特定の企業グループにお勤めの従業員の皆様向けに「簡易告知書」を導入しています。このちらしをご覧いただいている皆様は、通常の告知書に比べて記入が簡単な「簡易告知書」でアフラックの医療保険にお申し込いただくことができます。

裏面もご覧ください ▶▶





給付金などのお支払いについて

〈ご注意いただきたい点〉

給付金などは、責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故によるケガを原因とし、支払事由に該当した場合にお支払いいたします。

入院給付金等の各種給付金は、ご契約の責任開始期^(※1)以後に発生した不慮の事故あるいは発病した疾病を原因として治療を受けた場合にお支払いいたします。

ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した不慮の事故あるいは発病した疾病を直接の原因とする入院・手術等をされた場合は、給付金等のお支払いの対象となりません。

ただし、責任開始期前に発病した疾病を原因とする場合でも、つぎの場合にはお支払い対象となります。

- ・責任開始期より前に発病した疾病について、正しく告知をおこなっていた場合や、病院への受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかった場合
- ・ご契約内容により、責任開始期の属する日からその日を含めて2年経過した後に入院を開始したときまたは手術等を受けた場合

ただし、一部の保障や、正しく告知をおこなっていない場合などは給付金等をお支払いできない場合があります。

(※1) 責任開始期とは、ご契約上の保障(責任)が開始される時期を言います。

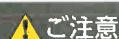
責任開始期前の発病について(例)

お支払いする場合

例 1	ご契約の責任開始期以後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合		○ 責任開始期以後の発病による入院のためお支払いの対象となります。
例 2	ご契約の責任開始期前に発病した「椎間板ヘルニア」により、責任開始期から2年を経過した後に入院を開始した場合		○ 責任開始期から2年を経過した後に開始した入院のためお支払いの対象となります。

責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害もしくは不慮の事故以外の外因による傷害を原因として入院した場合であっても、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、責任開始以後の原因によるものとみなして、給付金等のお支払いの対象となります。

ただし、一部の保障や、正しく告知をおこなっていない場合などは給付金等をお支払いできない場合があります。



お支払いできない場合

例 3	ご契約の責任開始期前に発病した「椎間板ヘルニア」により、責任開始期以後に入院を開始した場合		✕ 責任開始期前からの発病による入院のためお支払いできません。
-------------------	--	--	--

商品の詳細は「契約概要」等をご確認ください。

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しております)

〈引受保険会社〉

株式会社 スズキ ビジネス

保険事業部 営業二課

静岡県浜松市中央区篠原町21339番地

TEL: 053-447-1718 FAX: 053-448-5417

【生保専用メール】 af-mail@suzuki-business.co.jp

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

URL <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問合わせ・ご相談ならびに苦情について
コールセンター **0120-5555-95**